

(仮称)浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）環境影響評価方法書に係る意見

【全般的事項】

資料6

No	意見元	元 No	意見	都市計画決定権者の見解
1	【参考1】委員 意見 岸本委員	1	配慮書時点では、案①～③の中で動物においては案②及び案③が案①に比べて影響が少ないとされていますが、植物と生態系においては影響が同程度と結論づけられました。この結論には疑問が残ります。案①には梅田北湿地を含む、湧水湿地群や嵩山の森林など明らかに残り2ルートより生物多様性豊かな生態系・植生が存在します。ルート検討にはこのことを踏まえた慎重な判断を強く要望します。	配慮書及び方法書に記載のとおり、保全上重要な箇所については、できる限り影響を回避したルートや構造等を検討します。なお、回避が困難または、必ずしも十分に影響が低減されないおそれのある場合には、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。
2	【参考1】委員 意見 斉藤委員	2	「特に、静岡県・愛知県境に位置し、大部分が浜名湖県立自然公園に含まれる弓張山地は、トンネル構造で通過するなどして環境への影響について極力回避を図ります。」との記載があります。トンネルの掘削による環境への悪影響が懸念される際には、ルート変更も視野に入れてほしいと思います。	今後の環境影響評価の中で、検討された計画路線を対象にして調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討し、環境影響の回避または低減を図ります。
3	【参考1】委員 意見 坂東委員	3	計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果によると、道路の存在による動物への影響の程度が最も懸念されるルートに決定しました。住民意見の中でも自然環境(動植物・生態系)に関する意見が最も多かったことから、影響を低減ではなく、回避できるよう、さらなる努力をお願いします。	今後の環境影響評価を進める中で、保全上重要な箇所については、できる限り影響を回避したルートや構造等を検討します。なお、回避が困難または、必ずしも十分に影響が低減されないおそれのある場合には、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。
4	【参考1】委員 意見 中村委員	4	どのような方法を取り、どういった地点で、いつ調査を行うのか、が明らかになっていなければ、具体的な審査ができない。	各評価項目の調査方法、調査地点、調査時期については、方法書第8号に記載しています。
5	【参考3】一般 意見 一般	129	多くの自然や生き物が人間の手により破壊されてほしくありません。自然がなくなることでそこに住む多くの生物が住めなくなり、緑がなくなることで空気中の二酸化炭素をとり入れ酸素を出してくれる木々が減ってしまいます。新しいものをつくるのではなく、今あるものを整備し、長く大切につかうことがこれから大切になってくると思います。新しい道路をつくることで環境を広くこわすことは絶対望みません。	見解については、環境影響評価法第14条第1項第4号に基づき、準備書にて記載します。
6	【参考3】一般 意見 一般	130	道路が出ることによって、自然環境が破壊され今いる動物、植物など、人にも悪い影響をあたえます(排気ガス他) 今いろんな所で災害がおきている中、また自然をこわすことは良いこととおもえません。道路が出来ることは反対します。	見解については、環境影響評価法第14条第1項第4号に基づき、準備書にて記載します。
7	【参考3】一般 意見 一般	131	実家が湖西で自然が沢山あり、天然記念物の生き物もいます。これからの子供達の為にも豊かな自然を残したい。自然破壊をするべきではない。道路を作るのに絶対反対です。	見解については、環境影響評価法第14条第1項第4号に基づき、準備書にて記載します。
8	【資料3】湖西 市長意見 湖西市	133	【具体的な道路のルート位置及び構造等について】 環境影響評価方法書(以下、「方法書」という。)には、具体的なルートおよびインターチェンジの位置、道路構造計画、工事計画等について明らかになっていない。環境影響評価準備書(以下、「準備書」という。)においてはこれらについて明確にすること。また、これらを踏まえて調査・予測地点及びその選定理由を記載すること。	具体的なルート位置や道路構造、工事計画については、準備書において記載するとともに、これらを踏まえて検討した調査・予測地点及びその選定理由を詳細に記載します。

(仮称)浜松湖西豊橋道路（静岡県区間）環境影響評価方法書に係る意見

【全般的事項】

資料6

No	意見元	元 No	意見	都市計画決定権者の見解
9	【資料3】湖西市 市長意見 湖西市	134	【方法書で示された対応方針案について】 方法書で示された対応方針案では西側ルート案に絞られ、高速道路のネットワークへの速達性、防災拠点へのアクセス性、観光圏域間の移動向上、現道からの大型車交通の削減が期待できるとされた。一方、「自動車の走行による大気質及び騒音」、「道路の存在による動物」、「道路の存在による景観」等への影響が他案と比較して高いものとなった。本市のルート上には自然公園、鳥獣保護区、重要湿地、希少な動植物の生息地、天然記念物等が存在する。また、保育所、小学校、社会福祉施設等の環境の保全について配慮が特に必要な施設が存在することから、準備書においてはこれらについて詳細に調査・予測・評価を行い、影響を回避又は低減すること。	湖西市の事業実施区域には自然公園、鳥獣保護区、重要湿地、希少な動植物の生息地、天然記念物等に加えて、保育所、小学校、社会福祉施設等の環境の保全について配慮が特に必要な施設が存在することから、準備書においてはこれらについて適切に調査・予測及び評価を行い、環境影響を回避又は低減するように努めます。
10	【資料3】湖西市 市長意見 湖西市	135	【事業計画について】 今後の事業計画の検討に当たっては、Ⅱ 個別事項について環境影響を回避または十分な低減が見込まれない場合は、ルート位置およびインターチェンジの位置、道路構造計画、工事計画等について十分に調整を行うこと。	今後の事業計画の検討に当たっては、Ⅱ 個別事項について、環境影響評価の結果や専門家等による助言等を踏まえ、社会面や経済面のほか、環境面にも事業者により実行可能な範囲内でできる限り配慮します。
11	【資料3】湖西市 市長意見 湖西市	136	【地域住民等に対する情報提供】 現地調査の実施に当たっては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して分かりやすく情報を提供するとともに、丁寧な説明を行うこと。	現地調査の実施に当たっては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して適切に情報を提供するとともに、丁寧な説明を行います。
12	【資料3】湖西市 市長意見 湖西市	137	【最新の知見を導入】 今後の事業計画の検討に当たっては、環境保全に関する最新の知見を踏まえて、環境影響の回避または低減を図ること。	今後の事業計画の検討に当たっては、環境保全に関する最新の知見を踏まえて、環境影響を回避又は低減するように努めます。
13	【資料2】浜松市 市長意見 浜松市	147	【道路のルート、構造等】 本環境影響評価方法書(以下、「方法書」という。)では、具体的なルートの位置や道路構造、工事計画等が明らかにされていないことから、環境影響評価準備書においては、これらを明確にすること。加えて、環境の保全の配慮に係る検討の経緯として、調査・予測地点及びその選定理由を詳細に記載すること。	具体的なルート位置や道路構造、工事計画については、環境影響評価準備書(以下、「準備書」と記載。)において記載するとともに、これらを踏まえて検討した調査・予測地点及びその選定理由を詳細に記載します。
14	【資料2】浜松市 市長意見 浜松市	148	【最新の知見の導入】 今後の事業計画の検討に当たっては、環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避又は低減に努めること。	今後の事業計画の検討に当たっては、環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避又は極力低減に努めます。
15	【資料2】浜松市 市長意見 浜松市	149	【地域住民等に対する情報提供】 現地調査の実施に当たっては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して、積極的な情報提供や丁寧な説明を行うこと。	現地調査の実施に当たっては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して適切に情報を提供するとともに、丁寧な説明を行います。
16	【資料2】浜松市 市長意見 浜松市	150	【事業計画の見直し】 今後の事業計画の検討に当たって、Ⅱ 個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、道路のルート、構造等の見直しを検討すること。	今後の事業計画の検討に当たっては、Ⅱ 個別事項について、環境影響評価の結果や専門家等による助言等を踏まえ、社会面や経済面のほか、環境面にも事業者により実行可能な範囲内でできる限り配慮します。
17	【資料2】浜松市 市長意見 浜松市	151	【環境影響評価の項目選定、調査・予測及び評価の手法】 事業計画を具体化する過程で、方法書で想定していなかった環境影響要因や、新たに環境保全に配慮すべき事項等が明らかになった場合には、必要に応じて学識経験者等専門家の助言を受けたうえで、環境影響評価項目を追加し、調査・予測及び評価を行うこと。	事業計画を具体化する過程で、方法書で想定していなかった環境影響要因や、新たに環境保全に配慮すべき事項等が明らかになった場合には、必要に応じて学識経験者等専門家の助言を受けたうえで、環境影響評価項目を追加し、適切に調査・予測及び評価を行います。

【大気質、騒音・振動】

No	意見元	元No	意見	都市計画決定権者の見解
18	【参考1】委員 意見 龍田委員	5	予測地点・調査地点について、説明を追加して下さい。予測地点・調査地点として想定している代表断面の位置を示して下さい。「道路構造、交通条件が変化するように区間を区切り」とありますが、交通条件をどのように設定するかを示して下さい。騒音源である時間交通量の予測方法・測定方法を示して下さい。	今後詳細なルートや構造を検討した後に、道路環境影響評価の技術手法に基づき、予測地点・調査地点・予測方法等を定めていく予定であり、準備書にてお示しします。
19	【参考1】委員 意見 龍田委員	6	調査期間等として「1年間を通じて平均的な...」とありますが、平日と休日を分けて設定するかを示して下さい。	道路環境影響評価の技術手法に基づき、土曜日、日曜日、祝日を除く平日を想定しています。
20	【参考1】委員 意見 竹内委員	7	視察会の時に申し上げましたが、傾斜農地において道路盛土が斜面を横切って造成される場合、冷気が滞留することになると栽培果樹等に冬期に問題を引き起こすことが懸念されます。冷気の停滞を極力防ぐ盛土の構造と通気処理にご配慮をお願いする場合がございます。	道路環境影響評価の技術手法に基づき環境影響評価項目・手法を選定しています。なお、本件については、事業を進める中で、他の事例等を確認しながら必要に応じて配慮します。
21	【参考2】庁内 関係課意見 農地計画課	78	当該地域は、「三ヶ日みかん」ブランドを冠した高品質なみかんを生産する一大産地であり、一般住民からもみかん生産への影響を懸念する意見が提出されています。工事範囲周辺にはみかん園等の果樹園をはじめとする農地が広がっており、「切上工事又は既存の工作物の除去」、「工事施工ヤードの設置」、「工事用道路等の設置」、「掘削工事、トンネル工事の実施」、「道路(地表式又は掘削式)の存在」、「道路(嵩上式)の存在」の各要因により、浮遊粒子状物質及び粉塵等が発生し、農作物に付着して生育不良を起こす、品質を落とすなどの影響を与える恐れがあります。については、大気質の調査地域を、「住居等が存在するあるいは住居等の将来の立地が見込まれる地域」に限定することなく、上記要因の施行箇所近傍におけるみかん園付近においても実施をお願いします。なお、工事着手前に大気質の観測を行うとともに、工事期間中及び工事後にも通年での観測を継続し、大幅な大気質の悪化が発生しないよう注視するとともに農作物に影響が生じないよう対策を講じていただくようお願いいたします。	事業による環境の影響については、国土交通省令及び道路環境影響評価の技術手法等を踏まえて、環境影響評価の項目を選定した上で、適切に調査及び予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。なお、農業に及ぼす影響については国土交通省令及び道路環境影響評価の技術手法、並びに静岡県環境影響評価指針において一般的な道路事業の対象項目となっていないことから、環境影響評価の項目として選定しておりません。
22	【参考2】庁内 関係課意見 農地計画課	79	<No78見解について> 環境影響評価での検討対象としない場合、周辺地権者、県市の農業関連部局に対し十分な事前説明・調整をお願いします。	農業に及ぼす影響については国土交通省令及び道路環境影響評価の技術手法、並びに静岡県環境影響評価指針において一般的な道路事業の対象項目となっていないことから、環境影響評価の項目として選定しておりません。なお、今後事業を進める中で、周辺地権者、関係機関に対し十分な事前説明・調整を実施します。
23	【参考3】一般 意見 一般	130	道路が出ることによって、自然環境が破壊され今いる動物、植物など、人にも悪い影響をあたえます(排気ガス他)今いろんな所で災害がおきている中、また自然をこわすことは良いこととおもえません。道路が出来ることは反対します。	見解については、環境影響評価法第14条第1項第4号に基づき、準備書にて記載します。
24	【資料3】湖西市 市長意見 湖西市	138	事業実施区域及びその周辺には、複数の教育施設、老人福祉施設等が存在するため、本事業の工事における建設機械の稼働や工事車両の通行及び供用開始後における車両の通行に伴う排気ガス、トンネル出入口付近の騒音、振動等による自然環境や生活環境への影響が懸念される。工事期間中及び道路配置後に、住民の生活環境に影響を及ぼすことのないように配慮すること。	本事業の工事の実施における建設機械の稼働や資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び土地又は工作物の存在及び供用における自動車の走行に伴う大気質、騒音、振動等により、工事期間中及び道路配置後に、住民の生活環境に影響を及ぼすことのないように配慮します。

【大気質、騒音・振動】

No	意見元	元 No	意見	都市計画決定権者の見解
25	【資料3】湖西市 市長意見 湖西市	139	インターチェンジの設置検討位置については、必要に応じて学識経験者等専門家の意見を聞いた上で、騒音振動等について調査・予測・評価を行うこと。	インターチェンジの設置検討位置については、必要に応じて学識経験者等専門家の意見を聞いた上で、騒音振動等について調査・予測及び評価を行います。
26	【資料2】浜松市長意見 浜松市	152	都市計画対象道路事業実施区域(以下、事業実施区域)及びその周辺には、複数の住居や学校等が存在することから、大気汚染物質や騒音・振動等による生活環境への影響が懸念される。このため、道路のルートの検討にあたっては、適切に調査・予測及び評価を行い、住民の生活環境への影響を回避又は低減するように努めること。	道路のルートの検討にあたっては、大気質、騒音・振動等を適切に調査・予測及び評価を行い、住民の生活環境への影響を回避又は低減するように努めます。

【水環境、水質】

No	意見元	元No	意見	都市計画決定権者の見解
27	【参考1】委員 意見 秋山委員	9	環境影響評価を行う項目に地下水の水位とあるが、近隣に湿地などがある場合には、水の流入量や湿地の水位なども調べる方が良いと思います。また、トンネルなどの工事では、その上部を通る河川の水位なども監視する必要がありますと思います。	静岡県環境影響評価技術指針、浜松市環境影響評価技術指針では、地下水で湿地を対象としていないことから、湿地への水の流入量・水位などの調査は選定しておりませんが、道路位置や道路構造が決定した段階で、湿地(梅田北湿地)に影響が生じる可能性がある場合には、調査の必要性を検討していきます。現時点では構造が未決定であり、トンネルの有無は確定していませんが、トンネル工事での河川の水位の監視については、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて、その必要性を検討します。
28	【参考1】委員 意見 今泉委員	10	水質、流量、湧水の分布、地下水位の観測については、事業の影響を適切に評価できるよう、事業前、事業中、事業後において、十分な期間の観測を行ってください。またこれらの観測は、事業の影響が生じやすいと考えられる、事業対象地に近接した場所において実施してください。	水質、流量、湧水の分布、地下水位の観測については、調査、予測及び評価の結果を踏まえて、実施の必要性を検討します。
29	【参考1】委員 意見 竹内委員	11	重要な湿地である梅田北湿地の水収支に影響のないように、ルート選定などをお願いします。地下水脈なども考慮する必要があると考えられます。	保全上重要な箇所については、できる限り影響を回避したルートや構造等を検討します。なお、回避が困難または、必ずしも十分に影響が低減されないおそれのある場合には、必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。
30	【資料1】委員 追加意見 横田委員	68	地下水と水環境について調査は月に1回1年以上実施と書かれていますがこれは晴天を対象とした調査なのでしょうか。	降雨に伴い何らかの濁水が発生する可能性を踏まえ、降雨時の調査を検討いたします。
31	【資料1】委員 追加意見 横田委員	69	降雨に伴い、何らかの濁水が発生する可能性があるかと思しますので、降雨に関しても調査を実施していただければと思います。	降雨に伴い何らかの濁水が発生する可能性を踏まえ、降雨時の調査を検討いたします。
32	【資料1】委員 追加意見 横田委員	70	水を利用するのは河川等だけではなく水道事業や農業等にも使われていますので、影響の有無についても検討をお願いします。	利水への影響については、今後具体的なルートを決定する中で検討します。また、関係機関とも調整を図ります。
33	【資料1】委員 追加意見 横田委員	71	土地の改変に伴って水循環が変わる可能性があるもので、事業地周辺がどのような水循環であるのか、丁寧な事前の調査をお願いします。	水循環の状況等について、専門家等の助言を踏まえつつ、静岡県環境影響評価技術指針、浜松市環境影響評価技術指針等に基づき、地下水の水位や河川流量について適切に調査を行います。
34	【参考2】庁内 関係課意見 河川企画課	87	水質における影響要因の区分に、工事の実施(掘削工事、トンネル工事の実施)を対象としていない理由を教えてください。	掘削工事、トンネル工事は、「切土等」に含めて対応します。道路環境影響評価の技術手法の記載によります。
35	【参考2】庁内 関係課意見 河川企画課	88	水質-調査の手法-3.調査地域「事業実施区域における公共用水域において、切土工等、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置を予定している水域とします。」には工事中的仮排水放流地点も含まれていると解釈していいですか。	国土交通省令において、「工事施工ヤード」とは、工事中的の作業に必要な区域として設置される区域をいう」とされているため、工事中的の仮排水放流地点も工事施工ヤードに含まれます。
36	【参考2】庁内 関係課意見 河川企画課	94	工事中において仮設排水等から濁水を河川へ放流することにより、底質への影響が予想されるが、調査項目について底質を対象としていない理由を教えてください。	掘削、浚渫等を行わないことから、選定していません。方法書p3-7に示すとおり、沈砂池等の濁水処理施設で処理した後に公共用水域に放流することにより、水質への影響の低減に努めるとともに、水の濁りについては水質で予測評価を行います。
37	【資料3】湖西市 市長意見 湖西市	140	本事業のトンネル掘削等による周囲の河川の流量及び地下水の水位の変化や、工事に伴う濁水の発生等による水質の変化が農業用水等の利水や水生生物の生息環境に影響を及ぼすおそれがあることから、準備書においては、これらについて詳細に調査・予測・評価を行い、影響を回避又は低減すること。	トンネル掘削等による水環境の変化(周囲の河川の流量及び地下水の水位の変化や、工事に伴う濁水の発生等による水質の変化)について、適切に調査・予測及び評価を行い、環境影響を回避又は低減するように努めます。

【水環境、水質】

No	意見元	元 No	意見	都市計画決定権者の見解
38	【資料3】湖西市 市長意見 湖西市	141	浜名湖周辺湧水湿地群の一つである梅田北湿地は、事業実施に伴い湧水量減少が懸念される。梅田北湿地を湧水量の調査地点に加え、工事中の環境影響を適切に予測・評価を行うこと。	浜名湖周辺湧水湿地群の一つである梅田北湿地については、専門家等の助言を受けながら、工事中の環境影響を適切に予測及び評価を行います。
39	【資料2】浜松市長意見 浜松市	153	事業実施区域及びその周辺には、複数の河川が含まれ、事業の実施に伴い発生する濁水により、河川の水質の悪化等が懸念されることから、工事中の環境影響について適切に調査・予測及び評価すること。	事業実施区域における公共用水域を対象として、工事中の水の濁りの環境影響について適切に調査・予測及び評価を行います。
40	【資料2】浜松市長意見 浜松市	154	浮遊物質や濁度等を調査するにあたり、通常時と降雨時では数値が大きく変化することから、調査日の選定には天候等を勘案し、必要に応じて通常時に加えて降雨時の影響を予測及び評価すること。	浮遊物質や濁度の調査にあたっては、必要に応じて通常時に加えて降雨時の影響についても予測及び評価を行います。

【土地の安定性ほか】

No	意見元	元 No	意見	都市計画決定権者の見解
41	【参考1】委員 意見 今泉委員	8	事業対象地には土砂災害警戒区域や土石流危険渓流などが含まれていますが、図を提示して検討を終わりにするのではなく、計画を具体化するときには、災害のリスクについて十分に留意してください。	土砂災害警戒区域や土石流危険渓流等における災害リスクについては、今後、事業を進める中で関係機関と調整し、適切に対応します。
42	【参考1】委員 意見 森下委員	12	図4-1-21 は、配慮書に対する意見で「地質図を出してください」と要望して掲載された地質図ですので、図4-1-21「表層地質図」を図4-1-21「地質図」としてください。	準備書で対応します。
43	【参考1】委員 意見 森下委員	13	「日本ペトロロジー学会」は「日本ペドロロジー学会」です。Pedologyです。	準備書で対応します。

【動植物、生態系】

No	意見元	元No	意見	都市計画決定権者の見解
44	【参考1】委員 意見 岸本委員	14	昆虫類の重要な種の確認記録及び詳細な位置を特定するに当たり、下記の文献を参照・引用してください。少なくともベニイトンボやフタスジサナエなどの種の分布情報が掲載されています。 平井剛夫・福井順治・諏訪哲夫 編著、2018. 静岡県昆虫集録-駿河の昆虫編-	ご紹介いただいた書籍を確認し、必要に応じて準備書で対応します。
45	【資料1】委員 追加意見 岸本委員	15	<No14について> 「必要に応じて準備書で対応」となっていますが、ここで指摘しているのは県のレッドデータブック掲載種のことで「必要」ですので、対応してください。	準備書で対応します。
46	【参考1】委員 意見 竹内委員	16	ハッチョウトンボの生息地の位置と植生図(8モチツツジ-アカマツ群落またはL工場地帯)について、相関がないように見受けられました。ハッチョウトンボは低草湿地を好む種です。ご確認ください。	ハッチョウトンボの生息位置が確認できた資料は「第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査報告書」(環境庁、昭和56年)であり、植生図が作成された「第6、7回自然環境保全基礎調査植生調査」(調査年次2000年、2010年)より古いため、近年は生息位置の植生が変化していることが考えられます。 なお、現地調査において、現況の植生とハッチョウトンボ等重要な種の生息状況を確認します。
47	【資料1】委員 追加意見 岸本委員	17	<No16について> 「植生が変化していることが考えられます」とありますが、単に植生図の精度の問題の可能性もあります。いずれにせよ、現地調査においてはハッチョウトンボ及びその生息環境の植生については、細心の注意を払い、重点的に調査していただくよう求めます。	現地調査において、ハッチョウトンボ及びその生息環境の現況の植生について留意いたします。
48	【参考1】委員 意見 坂東委員	18	図4-2-23に、特定猟具(銃)使用禁止区域の指定箇所も記載してください。	準備書で対応します。
49	【参考1】委員 意見 秋山委員	19	両性・爬虫類の項目にイドミズハゼの記載があるが、魚類・底生動物の項目の間違え。	準備書で対応します。
50	【参考1】委員 意見 岸本委員	20	「弓張山地では、重要種の地中性昆虫類の確認記録がある」とありますが、具体的な種を教えてください。	静岡県レッドデータブックに掲載されている種はいませんが、愛知県レッドデータブックには以下の種が掲載されており、県境愛知側の弓張山地で分布が確認されています。 ・ハベメクラチビゴミムシ(国:リスト外、愛知県:絶滅危惧ⅠB類) ・ジャアナヒラタゴミムシ(国:絶滅危惧Ⅱ類、愛知県:絶滅危惧Ⅱ類) ・ホラズミヒラタゴミムシ(国:リスト外、愛知県:絶滅危惧Ⅱ類)
51	【参考1】委員 意見 秋山委員	21	動物相調査の中で、魚類の調査時期が春・夏・秋となっているが、用水路などの水位を落とす冬季に、底生性の魚類、貝類などの調査を行ったほうが良い。特にこの地域はスジシマドジョウ東海小型種族、ホトケドジョウ、ナガレホトケドジョウ、ドブガイ類などの生息の可能性がある。これらは、冬季の方が採集しやすい。	専門家等の助言を頂きながら、道路環境影響評価の技術手法に基づき、適切に調査を行います。
52	【参考1】委員 意見 岡田委員	22	季節による生息地の移動を考慮する必要があります。特に冬眠・越冬のため移動する種について、冬眠・越冬場所を調査してください。	専門家等の助言を頂きながら、道路環境影響評価の技術手法に基づき、適切に調査を行います。

【動植物、生態系】

No	意見元	元No	意見	都市計画決定権者の見解
53	【参考1】委員 意見 小泉委員	23	本件の特徴は、予定ルート帯が三ヶ日西部鳥獣保護区、湖西市大知波鳥獣保護区、湖西連峰鳥獣保護区、松見ヶ浦鳥獣保護区の4箇所鳥獣保護区を横断することにあります。このため、道路の建設が鳥獣保護区の機能低下を招かないよう配慮する必要があります。特に、松見ヶ浦鳥獣保護区を除く鳥獣保護区の設置区分は「森林鳥獣生息地」となっていることから、道路が鳥獣類の移動に及ぼす影響は、重要な種にとどまらず保護区に生息するすべての鳥獣に及ぶ可能性があります。移動の障害は、行動圏を縮小させ遺伝子交流を妨げ、種の存続可能性に影響する場合がありますので、十分留意してください。	動物の移動障害については、道路環境影響評価の技術手法に基づき適切に調査及び予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。準備書では、表4-2-42に指定区分を追加します。
54	【参考1】委員 意見 小泉委員	24	上記No23を懸念する静岡県知事と湖西市長の意見に対して、事業者は「動物の移動についても考慮します」「具体的な調査の手法等を検討し、方法書第8章に記載しました」と回答していますが、第8章の調査方法には関連する記述がなく適切ではありません。回答に沿って調査の手法、予測の手法、評価の種法を記述してください。	動物の移動を考慮するにあたり、調査については、「調査手法」に示した「目撃法、フィールドサイン法、無人撮影法」等により移動の障害が懸念される哺乳類の分布を把握します。また、予測については、「予測の基本的な手法」に示したとおり、「道路構造と重要な種の生息地及び注目すべき生息地の分布範囲から、(中略)重要な種等の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握」することにより実施します。
55	【資料1】委員 追加意見 岡田委員	25	<No24について> 意見に対する見解として、分布を把握するための調査方法が記載されていますが、哺乳類のことしか書いていません。動物の移動が懸念されているのは、哺乳類だけではなく、鳥類や他の脊椎動物、非脊椎動物などもあります。いろいろな状況によって移動する種が多いので、調査をしっかりと行ってください。	既存文献や専門家の助言を踏まえつつ、哺乳類以外の動物の移動障害についても検討いたします。
56	【参考1】委員 意見 小泉委員	26	専門家の助言も移動に関する問題にふれていない点で適切ではありません。	ご意見を踏まえ、専門家の助言を受けながら、引き続き適切に環境影響評価を進めてまいります。
57	【参考1】委員 意見 小泉委員	27	工事予定地域には、ニホンジカとイノシシが生息しており、法面の緑化工に被害を及ぼし工事終了後も道路敷内に侵入する可能性があるため、2種も調査対象とした方がよいと考えます。 参考資料：第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)(第5期)令和4年3月静岡県 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)(第4期)令和4年3月静岡県	ニホンジカ、イノシシについては、生態系の注目種として、移動経路の分断の観点から、調査・予測・評価を実施することを検討します。
58	【参考1】委員 意見 小泉委員	28	カワネズミは直接観察、痕跡確認とも困難な種です。カメラトラップを使用する他、環境DNAを用いる方法が提案されています。 たとえば、 https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research-news/2020-09-07-0	静岡県レッドデータブックによると、カワネズミの分布は浜松市では天竜川水系の上流部の溪流で確認されており、当該地域での記録に関する記載はありませんでした。 このような文献調査の結果を踏まえ、カワネズミについては、道路環境影響評価の技術手法に基づき、目撃法、フィールドサイン法で調査を実施します。
59	【参考1】委員 意見 坂東委員	29	現地視察できませんでしたが、今川から日比沢川の間事業実施区域は山間部で、事業地までの道路新設や既存道路の拡幅などが特に必要と思われます。事業予定地の大半は鳥獣保護区に指定されていることから、動物、植物、生態系への影響が懸念されます。環境影響評価の項目に選定された工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置の項目に関して充分調査してください。	専門家等の助言を頂きながら、道路環境影響評価の技術手法に基づき、適切に調査を行います。
60	【参考1】委員 意見 坂東委員	30	鳥類(猛禽類)調査において、サシバ等のタカの渡りルート上にあることを現地調査で確認し、評価書までに記載してください。	道路環境影響評価の技術手法、サシバ保護の進め方、県市技術指針において、サシバの渡りを調査対象とする記載はなく、サシバの渡りを対象とした調査は予定していません。

【動植物、生態系】

No	意見元	元No	意見	都市計画決定権者の見解
61	【資料1】委員 追加意見 坂東委員	31	<No30について> まだどういう工事をするのか未定であれば、例えば巨大なクレーンを使う場合や、高い橋脚ができる場合など、渡りの障壁になることが起きる可能性があります。また、移動中のねぐらになる森林が消失してしまう可能性があります。猛禽類や一般鳥類調査の秋の調査などの中で、気をつけて確認していただきたい。もし明らかにその渡りのルート上にあるということがわかりましたら、準備書に記載してください。	猛禽類調査や一般鳥類の秋季調査の中で、タカの渡りに関するデータが得られた場合は、準備書に記載いたします。
62	【資料1】委員 追加意見 岸本委員	32	<No31について> 坂東委員からも指摘がありましたが、サシバをはじめとしてタカの渡りの重要なコースに位置する可能性が高いと考えられます。マニュアルにないから調査しないというのは地域特性を無視した乱暴な結論です。再検討を求めます。	猛禽類調査や一般鳥類の秋季調査の中で、タカの渡りに関するデータが得られた場合は、準備書に記載いたします。
63	【参考1】委員 意見 坂東委員	33	事業予定地で浜名湖に近接しているエリアがありますが、静岡県内でガンカモ類の飛来数が最も多い浜名湖への工事の影響について、充分調査してください。また、浜名湖に流れ込む今川(もしくはほかに該当する小河川)の河口では、シギやチドリの重要種やコアジサシの飛来にも注意してください。	調査地域内の浜名湖や今川河口については、専門家等の助言を頂きながら、道路環境影響評価の技術手法に基づき、適切に調査を実施します。
64	【参考1】委員 意見 坂東委員	34	弓張山地や湖西連峰から流れ出た中小河川を横切ると推察しますが、森林部にはミゾゴイ、アカショウビン、ヤイロチョウが生息している可能性もあります。早春、春の調査では、録音機材を使った調査も併用してください。	道路環境影響評価の技術手法に基づき、適切に調査を実施することとしており、録音機材の使用は予定していません。
65	【資料1】委員 追加意見 坂東委員	35	<No34について> ミゾゴイやヤイロチョウの声の調査で録音機材の使用は予定していないという回答ですが、今正しいデータを得るためには録音機材を使用するのが最も効率の良い調査方法だと考えられています。早春期の調査の中で録音機材を使っていたいただきたい。道路環境影響評価の技術手法には録音機材のことにについては書かれていませんが、冊子そのものが平成24年ぐらいで少し古いと考えます。今、アセス調査で録音機材は普通に使われているものだと思います。何も特別なことではないので、ぜひ録音機材を使っていたいただきたい。	道路環境影響評価の技術手法に基づき、専門家の助言を受けながら、適切な手法を採用いたします。
66	【資料1】委員 追加意見 岸本委員	36	<No35について> 録音機材を使った調査で効率化・調査精度が上がるのであれば検討されるべきかと思えます。指摘で上がっている種はどれも確認の比較的困難なレッドリスト掲載種ですので、再検討を求めます。	道路環境影響評価の技術手法に基づき、専門家の助言を受けながら、適切な手法を採用いたします。
67	【参考1】委員 意見 坂東委員	37	事業予定地にはオオタカ、サンコウチョウが営巣する森がある可能性が高いと聞いています。地元自然保護団体や有識者等への情報収集も進め、営巣地を回避できるよう設計してください。	保全上重要な箇所については、できる限り影響を回避したルートや構造を検討します。なお、回避が困難または、必ずしも十分に影響が低減されないおそれのある場合には、必要に応じて環境保全措置を検討します。
68	【参考1】委員 意見 岸本委員	38	「植物の重要な種」として「詳細な位置を特定できる文献情報は得られませんでした」とありますが、天然記念物の情報としてトキワマンサクの分布地が特定できています。種の分布として加えておいた方が良いかと思えます。	天然記念物については「重要な植物群落等」で整理・把握しており、「トキワマンサク北限群生地」等の天然記念物の位置はp.4-1-115に記載しています。

【動植物、生態系】

No	意見元	元No	意見	都市計画決定権者の見解
69	【資料1】委員 追加意見 岸本委員	39	<No38について> 天然記念物の方で記載しているならなおさら種の情報としても記載、図示しておくべきと考えます。不親切であるだけでなく、少なくとも「詳細な位置を特定できる文献情報は得られませんでした」というのは事前調査不足といわれても仕方ない書きぶりです。	天然記念物の「トキワマンサク北限群生地」の位置を、準備書では種の分布情報にも記載いたします。
70	【参考1】委員 意見 竹内委員	40	表4-2-39のNo.19 天然記念物(浜松市) 玉洞寺のサザンカ については浜松市のホームページで確認できませんでした。ご確認ください。	浜松市のホームページには主な文化財のみが紹介されており、浜松市と調整し、「浜松市文化財分布図」(2018,浜松市教育委員会)を参照しました。「浜松市文化財分布図」に位置が記載されているとおり、玉洞寺のサザンカを方法書に記載しました。
71	【参考1】委員 意見 斉藤委員	41	北限群生地のトキワマンサクや玉洞寺のサザンカが実際に開花している状態の現地の写真があると具体的にイメージしやすいので、今後掲載してください。	準備書で対応します。
72	【参考1】委員 意見 岡田委員	42	重要湿地に及ぼす影響をどのように調査するか教えてください。	梅田北湿地は、環境省の「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」とされています。調査地域には梅田北湿地を含んでおり、8-21～23の調査手法に基づいて動植物を調査します。
73	【参考1】委員 意見 秋山委員	43	生息が想定される動植物は実際の調査ではっきりすると思いますが、チョウでは、ウラナミジャノメやヒメヒカゲの生息も考えられます。魚類でもスジシマドジョウ東海小型種族、ホトケドジョウなども可能性があります。湿地や休耕地などではミズオオバコやミクリなどの水田雑草といわれている希少種の生息の可能性もありますし、湿地及び水路などではドブガイ類などの淡水二枚貝類の生息の可能性もあります。ここにどれだけ入れるのかがわかりませんが、できるだけ網羅するのであれば、専門家に意見を求めもう少し種を加えたほうが良いかもしれません。	道路環境影響評価の技術手法では、生態系の環境影響評価の目的は「普通種を含む全ての生物の生息・生育環境の保全を図ることを目的とする」とされており、表4-1-57では、代表的な動植物を記載しています。
74	【参考1】委員 意見 秋山委員	44	汽水面にヤマトヌマエビの名前がありますが、一般的にヤマトヌマエビは河川中流から上流に生息しています。ゾエア幼生の時には汽水域に入りますが、一般的に生息ということでは汽水域に入れるのは間違っていると思います。	準備書で対応します。
75	【参考1】委員 意見 岸本委員	45	自然環境の類型化、生態系エリアの区分について、この整理で良いか検討が必要と考えます。特に10草地(陸水域)には浜名湖周辺湧水湿地群が含まれますが、この湿原植生(p.4-1-91)は単に草地としてではなく、湿原植生として認識、評価する必要があると考えます。	類型化は環境省の1/25,000植生図を基に検討していますが、「浜名湖周辺湧水湿地群」は植生図で確認できませんでした。しかし、文献調査の結果から、湿地植生があることを認識しており、山地一樹林主体の大きな括りでの生態系のうちの「特殊性」として想定しました。したがって、準備書において浜名湖周辺湧水湿地群については、生態系の「特殊性」の中で湿地特有の注目種・種群を選定し、技術手法に基づき適切に調査及び予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。

【動植物、生態系】

No	意見元	元 No	意見	都市計画決定権者の見解
76	【参考1】委員 意見 岸本委員	46	No45と関連してヌマガヤ、ミカワバイケイソウが「山地一樹林主体」の特殊性の注目種・群集として、またミドリシジミが同生態系区分の典型性を著すものとして選定されていますが、これらは湿原植生の注目種・群集として扱うべきかと考えます。また「等」とは何か？特殊性を示すものがこの提示だけで良いかは検討が必要と考えます。	類型化は環境省の1/25,000植生図を基に検討していますが、「浜名湖周辺湧水湿地群」は植生図で確認できませんでした。しかし、文献調査の結果から、湿地植生があることを認識しており、山地一樹林主体の大きな括りでの生態系のうちの「特殊性」として想定しました。「浜名湖周辺湧水湿地群」が「山地一樹林主体」に含まれることを踏まえ、ヌマガヤ、ミカワバイケイソウを東海丘陵要素植物の代表種として、本欄に記載しています。湿地環境が存在することは認識していますので、準備書では必要に応じて植生の類型区分や生態系区分の表記の見直しを検討します。また、「ミカワバイケイソウ等」の記載は、出典である「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省HP)の「浜名湖周辺湧水湿地群」の選定理由に関する記載から引用しており、具体的には、シラタマホシクサ、トウカイコモウセンゴケ等の東海丘陵要素植物を想定しています。
77	【参考1】委員 意見 岸本委員	47	「自然環境の類型区分と生息・生育が想定される動植物」及び注目すべき「種・群集」はどのような検討過程を経て抽出したものでしょうか？スコーピングの進め方根拠、検討過程を示してください。	道路環境影響評価の技術手法に基づき、文献調査による確認種のうち、生態情報が明らかで、自然環境の類型区分それぞれに生息・生育が想定される種を抽出しました。そのうち、生態系の上位に位置する動物を上位性の注目種・種群に、その生態系の特徴を典型的に表す種、個体数が多いことが予想される種などを典型性の注目種・群集に、質的に特殊な環境(湧水湿地など)に依存する種などを特殊性の注目種・種群として想定しています。
78	【資料1】委員 追加意見 岸本委員	48	<No47について> 注目種・群集の選定が適切ではありません。特に昆虫については適切とは考えられません。再検討を求めます。	専門家等の助言も踏まえつつ、適切な注目種・群集を選定するよう検討いたします。
79	【参考1】委員 意見 岸本委員	49	No47と関連しますが、ここで抽出された注目種・群集はほとんどがそれぞれの生態系区分を代表するものが選定されておらず、複数の生態系区分にまたがるものが選ばれています。これでは、それぞれの生態系の上位性や典型性を評価・議論することはできません。対象種・群集と根本的な再検討が必要と考えます。	No47に記載のとおり選定しました。
80	【資料1】委員 追加意見 岸本委員	50	<No49について> 注目種・群集の選定が適切ではありません。特に昆虫については適切とは考えられません。再検討を求めます。	専門家等の助言も踏まえつつ、適切な注目種・群集を選定するよう検討いたします。
81	【参考1】委員 意見 岡田委員	51	動物相の状況に関する現地調査では、必要に応じて(種の特徴に応じて)環境DNA調査を行ってください。	道路環境影響評価の技術手法に基づき、適切に調査を実施することとしており、環境DNA調査の実施は予定していません。
82	【資料1】委員 追加意見 秋山委員	52	<No51について> 道路環境影響評価の技術手法に基づき、環境DNA調査の実施は予定していないとのことですが、環境DNA調査は非常に効率よく情報を得られるので、専門家のご意見をいただきながら、ぜひ取り入れることを検討してください。	ご意見を踏まえ、検討いたします。
83	【参考1】委員 意見 岸本委員	53	No50と同様ですが、生態系の状況の調査のための「注目種・群集」については、再検討が必要と考えます。	No47に記載のとおり選定しました。

【動植物、生態系】

No	意見元	元No	意見	都市計画決定権者の見解
84	【資料1】委員 追加意見 岸本委員	54	<No53について> 注目種・群集の選定が適切ではありません。特に昆虫については適切とは考えられません。再検討を求めます。	専門家等の助言も踏まえつつ、適切な注目種・群集を選定するよう検討いたします。
85	【参考1】委員 意見 齊藤委員	55	地域の注目種としてゲンジボタルが記載されています。観察される場所は特定されていないようですが、事業実施区域には清流が多いので、多くの場所でホタルが観察されると思います。特に、北限群生地のトキワマンサクの群生地付近には生息している可能性が高いです。事前に調査して環境保全に努めて下さい。	方法書p8-21の記載のとおり、昆虫類で夜間調査(ホタル類)を行う予定です。道路環境影響評価の技術手法を踏まえて、適切に調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。
86	【参考1】委員 意見 岸本委員	62	昆虫類の調査に当たっては正確な種同定のためにサンプルを採集することがほとんどです。そうして採集されたサンプルは地域の自然史情報の貴重な資料となりますので、標本化して、公共機関に保存することを強く要望します。他の分類群においても採集を伴ってサンプル収集したものについては同様の配慮をお願いします。	標本については、関係機関等からの申出があった場合には対応を検討します。
87	【資料1】委員 追加意見 岡田委員	72	爬虫類や両生類は冬には調査は行わないということですが、爬虫類や両生類は冬は冬眠をするので、生息する場所を変えます。冬に調査をしても見つけられないので冬に調査を行わないというのはやむを得ないのですが、種によってどういうところで冬眠をするとか、移動範囲がどれぐらいかというものが、文献や有識者の助言によってわかると思っていますので、哺乳類以外の動物の移動もしっかり調査をお願いします。	既存文献や専門家等の助言を踏まえつつ、哺乳類以外の動物の移動範囲についても検討いたします。
88	【参考2】庁内 関係課意見 自然保護課	100	ルートは自然公園及び鳥獣保護区を通過する計画となっており、トンネル構造で通過する場合には、トンネル湧水により沢の減水等が生じる恐れがあります。動植物調査においては、沢の減水による下流域への影響なども考慮した調査とされるようお願いいたします。	沢や河川等に生息・生育する動植物について、道路環境影響評価の技術手法に基づき、適切に調査及び予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。
89	【参考2】庁内 関係課意見 自然保護課	101	静岡県自然環境保全条例に基づき、事業区域内に生息・生育する県レッドデータブック掲載種の生息・生育環境を保全いただけるような事業計画としてください。	県レッドデータブック掲載種について、道路環境影響評価の技術手法に基づき適切に調査及び予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。
90	【参考3】一般 意見 一般	129	多くの自然や生き物が人間の手により破壊されてほしくありません。自然がなくなることでそこに住む多くの生物が住めなくなり、緑がなくなることで空気中の二酸化炭素をとり入れ酸素を出してくれる木々が減ってしまいます。新しいものをつくるのではなく、今あるものを整備し、長く大切につかうことがこれから大切になってくると思っています。新しい道路をつくることで環境を広くこわすことは絶対望みません。	見解については、環境影響評価法第14条第1項第4号に基づき、準備書にて記載します。
91	【参考3】一般 意見 一般	130	道路が出ることによって、自然環境が破壊され今いる動物、植物など、人にも悪い影響をあたえます(排気ガス他) 今いろんな所で災害がおきている中、また自然をこわすことは良いこととおもえません。道路が出来ることは反対します。	見解については、環境影響評価法第14条第1項第4号に基づき、準備書にて記載します。
92	【参考3】一般 意見 一般	131	実家が湖西で自然が沢山あり、天然記念物の生き物もいます。これからの子供達の為にも豊かな自然を残したい。自然破壊をするべきではない。道路を作るのに絶対反対です。	見解については、環境影響評価法第14条第1項第4号に基づき、準備書にて記載します。

【動植物、生態系】

No	意見元	元 No	意見	都市計画決定権者の見解
93	【資料3】湖西市 市長意見 湖西市	142	動物・植物・生態系について、道路の存在により、生息地と繁殖地間や個体群間を移動する種に影響を及ぼす可能性があることから、最新の知見・類似事例等の収集を行うとともに、適切に調査・予測・評価を行い、影響を回避又は低減すること。	道路の存在による動物の移動経路の分断について、最新の知見・類似事例等の収集を行うとともに、適切に調査・予測及び評価を行い、環境影響を回避又は低減するように努めます。
94	【資料2】浜松市 市長意見 浜松市	155	動物、植物及び生態系について、道路の存在により影響を及ぼす可能性があることから、最新の知見・事例等の収集を行うとともに、適切に調査・予測及び評価を行い、影響の回避又は低減措置を講じること。	動物、植物及び生態系にかかる道路の存在による影響については、最新の知見・事例等の収集を行うとともに、適切に調査・予測及び評価を行い、影響を回避又は低減するように努めます。
95	【資料2】浜松市 市長意見 浜松市	156	供用後の自動車の走行により、ロードキルの発生が懸念されることから、可能な範囲で情報を収集し、適切に調査・予測及び評価すること。	供用後の自動車の走行によるロードキルについては、可能な範囲で情報を収集し、適切に調査・予測を行います。

【景観】				
No	意見元	元No	意見	都市計画決定権者の見解
96	【参考1】委員 意見 竹内委員	56	”県西端、浜名湖の湖岸景観と愛知県境湖西連峰の森林景観を中心に野外レクリエーションを主体とする公園です。浜名湖は、太平洋側で最大の汽水湖で、出入りの多い湖岸線を持ち、周辺の樹林、田園景観を背景に、美しい景観を呈し、浜名湖の西方には湖西連峰が連なり優れた森林景観を呈しています。”のコンセプトに影響のないように、景観維持にご配慮をお願いします。	ご意見を踏まえ、浜名湖を景観資源として選定し、技術手法に基づき適切に調査及び予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。
97	【参考1】委員 意見 東委員	57	当該事業エリアには、歴史的風致による文化的景観が色濃く残る地域です。「工事の実施」「土地又は工作物の存在及び共用」において、道路構造、ジャンクション設置により、大きく改変され、方法書に記載通り、景観への影響は大きいと考えられます。方法書記載通り、景観資源、眺望及び景観資源に影響がでない事業計画を検討してください。また建設される道路構造物においては、当該地域の周辺景観と調和し、より付加価値を高める文化的景観を創出する建設・整備になること期待します。浜松市、湖西市、三ヶ日町の貴重な景観資源として位置づけられている点から、各自自治体はじめ、関係各位へのヒアリング等を実施し、調査を進めて下さい。	景観については、技術手法に基づき、適切に調査及び予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。 文献調査では、歴史的風致による文化的景観として、自治体から紹介のあった「浜松市歴史的風致維持向上計画」や「静岡県内の文化的景観総合調査報告書」等の内容を踏まえ、眺望点及び景観資源を把握をしています。(p4-1-125)。
98	【参考2】市内 関係課意見 農地計画課	102	当該地域の景観において、みかん畑などの農地が重要な構成要素となっています。詳細な路線検討の際には、既存の農地や関連する農業生産基盤の保存に十分に配慮し、無秩序な転用が生じることがないように留意願います。	景観については、道路環境影響評価の技術手法に基づき適切に調査及び予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。
99	【参考2】市内 関係課意見 景観まちづくり課	103	静岡都市景観賞は平成20年度以降も静岡県景観賞として継続しているので、他に眺望点又は観光資源として追加すべき地点が無いことを確認すること。	調査範囲内には、静岡県景観賞(第1回～16回)受賞の景観資源は存在しません。
100	【参考2】市内 関係課意見 景観まちづくり課	104	「必要な時期」を決定する要素となる「利用状況」、「自然特性」についての分析は対象道路の完成前に行われるのか。仮に完成後に行われるのであれば、いつ行う予定か。	予測対象時期等の設定は、準備書で対応します。
101	【参考2】市内 関係課意見 景観まちづくり課	105	令和6年6月改定された「湖西市都市計画マスタープラン」では、基本理念④として「豊かな自然や歴史などの地域資源を活用した都市の構築」を上げるとともに、分野別都市づくり方針として「4-3都市環境と景観の基本方針」を上げているので、留意されたい。	景観については、「湖西市都市計画マスタープラン」を踏まえ、道路環境影響評価の技術手法に基づき適切に調査及び予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。
102	【資料3】湖西市 市長意見 湖西市	143	事業実施区域及びその周辺は浜名湖、丘陵、田園地帯及び遠州灘の沿岸等と一体となった美しい自然景観を有し、名勝「浜名湖」として指定されており、多くの人々から親しまれている。また、丘陵地におけるみかん栽培の風景や、古代より信仰の対象となっている高山をはじめ、弓張山地からの眺望は人と自然とが触れ合う資源として活用していることから、準備書においては、これらの景観資源等へ事業が及ぼす影響を回避または低減すること。	名勝「浜名湖」や「丘陵地におけるみかん栽培の風景、高山や弓張山地からの眺望について、これらの景観資源等へ事業が及ぼす影響を回避又は低減するように努めます。
103	【資料2】浜松市 市長意見 浜松市	157	事業実施区域には、浜松市景観形成基本計画において、三ヶ日のみかん山や里山等の身近な自然環境や緑地景観を保全し、地域の魅力的な景観として活用している三ヶ日地域が含まれていることから、工事中及び供用後の環境影響について適切に調査・予測及び評価を行い、これらの景観資源等へ事業が及ぼす影響を回避又は低減するよう努めること。	三ヶ日のみかん山等の景観資源については、工事中及び供用後の環境影響について適切に調査・予測及び評価を行い、影響を回避又は低減するよう努めます。

【文化財、人触れ】

No	意見元	元No	意見	都市計画決定権者の見解
104	【参考1】委員 意見 岸本委員	38	「植物の重要な種」として「詳細な位置を特定できる文献情報は得られませんでした」とありますが、天然記念物の情報としてトキワマンサクの分布地が特定できています。種の分布として加えておいた方が良いかと思ます。	天然記念物については「重要な植物群落等」で整理・把握しており、「トキワマンサク北限群生地」等の天然記念物の位置はp.4-1-115に記載しています。
105	【資料1】委員 追加意見 岸本委員	39	<No38について> 天然記念物の方で記載しているならなおさら種の情報としても記載、図示しておくべきと考えます。不親切であるだけでなく、少なくとも「詳細な位置を特定できる文献情報は得られませんでした」というのは事前調査不足といわれても仕方ない書きぶりです。	天然記念物の「トキワマンサク北限群生地」の位置を、準備書では種の分布情報にも記載いたします。
106	【参考1】委員 意見 竹内委員	40	表4-2-39のNo.19 天然記念物(浜松市) 玉洞寺のサザンカ については浜松市のホームページで確認できませんでした。ご確認ください。	浜松市のホームページには主な文化財のみが紹介されており、浜松市と調整し、「浜松市文化財分布図」(2018,浜松市教育委員会)を参照しました。「浜松市文化財分布図」に位置が記載されているとおり、玉洞寺のサザンカを方法書に記載しました。
107	【参考1】委員 意見 斉藤委員	41	北限群生地のトキワマンサクや玉洞寺のサザンカが実際に開花している状態の現地の写真があると具体的にイメージしやすいので、今後掲載してください。	準備書で対応します。
108	【参考1】委員 意見 東 委員	58	当該事業エリアには、「人と自然との触れ合いの活動の場」として、湖西連峰ハイキングコースは、年間数万人が訪れるハイキング・トレッキングの名所であり、遠州 灘、浜名湖、天竜川、三方原台地といった海、山、川、里、湖を有する美しい眺望とともに史跡等が集積する文化的風土を有するエリアです。一年間を通じ利用が見込まれますが、利用が多い時期を選び調査を実施してください。	技術手法に基づいて、「人と自然との触れ合いの活動の場」の特性等を踏まえ、それらが適切に把握できる時期を設定します。
109	【参考1】委員 意見 斉藤委員	59	事業実施区域やその周辺には、埋蔵文化財が多く存在することから今後も新たに発見される可能性が高いと思われます。埋蔵文化財保護法を遵守することはもちろんのこと、埋蔵文化財の保全維持のためには工期の延長やルート変更も視野に入れて下さい。	工事実施にあたり新たな埋蔵文化財が確認された場合は、文化財保護法に基づき、適切に対応します。
110	【参考1】委員 意見 東 委員	60	当該事業エリアには、多くの有形、無形文化財として地域固有の祭礼行事や文化的な活動が受け継がれています。豊かな自然環境と一体になった市民の織りなす伝統的活動の文化的土壌として、対象範囲を関係者、各団体等への丁寧なヒアリングにより調査を実施してください。	調査については、静岡県環境影響評価技術指針、浜松市環境影響評価技術指針に基づき、文化財に影響を及ぼすと予想される地域において、資料調査及び現地調査を実施し、必要に応じて保全措置を検討します。
111	【参考2】庁内 関係課意見 自然保護課	111	事業地の一部が浜名湖県立自然公園(第3種特別地域、普通地域)を通過する計画となっているため、事前に自然保護課と協議願います。	今後、事業を進める中で協議していきます。
112	【資料3】湖西 市長意見 湖西市	144	嵩山から愛知県境にかけて未調査の窯や古墳が多数あるため、準備書においてはこれらについて詳細に調査・予測・評価を行い、文化財への影響を回避又は低減すること。	嵩山から愛知県境にかけての窯や古墳について、適切に調査・予測及び評価を行い、文化財への影響を回避又は低減するように努めます。
113	【資料3】湖西 市長意見 湖西市	145	県の天然記念物であるトキワマンサク北限群生地について、方法書の対応方針案では事業実施区域の中央部分に位置し、かつインターチェンジ設置検討位置にも含まれており、専門家等より回避すること、との助言を受けている。トキワマンサク北限群生地の回避方法について慎重に調査・予測・評価を行い、影響を回避すること。	トキワマンサク北限群生地については、群生地を避けること前提として道路計画を検討するとともに、適切に調査・予測及び評価を行い、影響を回避又は低減するように努めます。

【文化財、人触れ】

No	意見元	元 No	意見	都市計画決定権者の見解
114	【資料2】浜松市長意見 浜松市	158	事業実施区域には、静岡県指定名勝「大福寺庭園」や静岡県指定有形文化財「木造釈迦如来坐像」他を所蔵する華藏寺、浜松市指定天然記念物「玉洞寺のサザンカ」、浜松市指定史跡「西山古墳」、国指定特別天然記念物「カモシカ」の生息域を含むこと、「鈎古墳群」や「日比沢城跡」など多数の埋蔵文化財包蔵地が存在することから、適切に調査・予測及び評価を行い、影響の回避又は低減措置を講じること。	事業実施区域に含まれる文化財については、適切に調査・予測及び評価を行い、影響を回避又は低減するように努めます。

【廃棄物、日照障害、その他】

No	意見元	元No	意見	都市計画決定権者の見解
115	【参考1】委員 意見 斉藤委員	61	愛知県の環境影響評価審査がどのように進行しているかわかりませんが、静岡県と同様に愛知県にも案1西側ルートが提案されると思います。愛知県が、県境部分のルート案を受け入れない場合はどうなりますか。	ルートについては、計画段階評価の手続きにおいて対応方針が決定されており、静岡県区間・愛知県区間をあわせた浜松湖西豊橋道路全体として案1西側ルートが選定されています。したがって、愛知県区間についても案1西側ルートを選定し、方法書手続を実施しています。
116	【参考1】委員 意見 岸本委員	62	昆虫類の調査に当たっては正確な種同定のためにサンプルを採集することがほとんどです。そうして採集されたサンプルは地域の自然史情報の貴重な資料となりますので、標本化して、公共機関に保存することを強く要望します。他の分類群においても採集を伴ってサンプル収集したものについては同様の配慮をお願いします。	標本については、関係機関等からの申出があった場合には対応を検討します。
117	【参考1】委員 意見 竹内委員	63	浜名湖県立自然公園の区域内における工事については、捕獲や採取等が規制されている動植物の扱いについて、留意されるようにお願いします。	浜名湖県立自然公園の区域内における工事については、捕獲や採取等が規制されている動植物の扱いについて留意します。
118	【参考1】委員 意見 竹内委員	64	保安林の健全な維持のために、林内を貫通する工事が必要な場合は、空中湿度の確保や口射量の改変への配慮が重要となります。バッファゾーンの植生部分にはご配慮をお願いします。	保安林については、今後、事業を進める中で関係機関と調整します。
119	【参考1】委員 意見 森下委員	65	2024.7.31の現地視察時の説明では、幅1kmの範囲内に道路がつくられるとのことでした。広範囲だと具体的な環境影響評価を行いにくいと思います。方法書の審査会においては「参考資料」として、最新の検討結果を踏まえた情報を出していただくようお願いします。オーソライズされたものでなくて結構ですが、事業者が考えるその時点での合理的な考えを聞くことは審査に有益だと思います。このことは以下の3-14に記載した問題を教訓として、よりワーカブルな審査を行うために有益だと考えます。	具体的な案を示すことにより、議論が深まるかと思いますが、不確定な資料を提示し、議論を混乱させることもあるかと思いますが、検討段階の資料を現時点ではお示しすることはできません。
120	【参考1】委員 意見 森下委員	66	当初3ルートが考えられたとのことで、配慮書にはその3ルートが並列で示されていました。このため、審査会ではあまりに広い範囲を扱うこととなり、議論が混乱した経緯があります。しかし、配慮書の審査会が開かれた時にはこの3ルートの中の「西側ルート」が既に「原案」とされ、「静岡県をはじめとして浜松市や湖西市などの関係自治体全てがこの原案に同意していたこと」を後から知らされました。そうであれば審査会の時点で「原案」を示すべきであり、そうしていれば、よりワーカブルな議論がなされたのではないのでしょうか。環境影響評価審査会の役割はルート帯を決定することではないことに留意する必要があると思います。	御指摘いただいた意見を踏まえて、その時点でお示しできる資料を精査してまいります。ただし、現時点において、詳細なルートや構造については、検討段階であり、資料にてお示しすることはできません。
121	【資料1】委員 追加意見 森下委員	67	すでにオーソライズされた原案があるのであれば、最低限この配慮書の審議の段階でそのことはお伝えいただくのが最低限必要です。もしくは原案だけ示していただく方が、有意義な議論が可能です。事業者の見解を読む限り、そのような認識がないので、改めて指摘させていただきます。今後気をつけてください。	ご意見を踏まえ検討いたします。
122	【資料1】委員 追加意見 岸本委員	73	調査手法の内容細かいところは、「それやりません」と簡単に口頭で回答するのではなく、検討していただきたい。	ご意見を踏まえ、検討いたします。
123	【資料1】委員 追加意見 秋山委員	74	調査方法、時期、ルートなど具体的な調査方法等のことについては、少しフレキシブルに検討し、調査していただきたい。	ご意見を踏まえ、検討いたします。

【廃棄物、日照障害、その他】

No	意見元	元No	意見	都市計画決定権者の見解
124	【資料1】委員追加意見 横田委員	75	委員から「必要があります実施してください」と多くの意見があったことに対して、「その必要性を検討します」という回答がいくつかありました。 仮に、今後、事業者の方で様々な検討をしていただいて「実施する必要がない」と判断された場合、その理由が不十分であれば、その次回の準備書の段階の審査会でも改めて委員から「影響評価を実施してください」という意見が出るかと思えます。それについてはどのような対応になりますか。	不十分との指摘を受けないように、専門家の助言を踏まえつつ、適切に調査を実施いたします。
125	【参考2】庁内関係課意見 農地計画課	117	現場発生土砂の搬出に伴う温室効果ガス発生・騒音・振動の低減及び公共工事の事業費削減の観点から、本道路整備に伴う残土が発生する場合には、発生時期や土質について周辺の公共事業との情報交換を早期に行い、近傍地での有効活用に配慮願います。	建設発生土については、道路環境影響評価の技術手法に基づき適切に予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。
126	【参考2】庁内関係課意見 生活環境課	119	トンネル等工事にあたり発生する土砂等について、発生量や要対策上の発生見込み、また、その処理方法等についても、今後の環境評価手続において示されたい。	発生量については準備書で示します。汚染土壌については、p3-7のとおり対応します。
127	【参考2】庁内関係課意見 農地計画課	120	「No.78意見」同様、日照の変化により農作物への影響が生じないよう配慮願います。	事業による環境の影響については、国土交通省令及び道路環境影響評価の技術手法等を踏まえて、環境影響評価の項目を選定した上で、適切に調査及び予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。 なお、農業に及ぼす影響については国土交通省令及び道路環境影響評価の技術手法、並びに静岡県環境影響評価指針において一般的な道路事業の対象項目となっていないことから、環境影響評価の項目として選定しておりません。
128	【参考2】庁内関係課意見 農地計画課	121	<No120見解について> 環境影響評価での検討対象としない場合、周辺地権者、県市の農業関連部局に対し十分な事前説明・調整をお願いします。	農業に及ぼす影響については国土交通省令及び道路環境影響評価の技術手法、並びに静岡県環境影響評価指針において一般的な道路事業の対象項目となっていないことから、環境影響評価の項目として選定しておりません。 なお、今後事業を進める中で、周辺地権者、関係機関に対し十分な事前説明・調整を実施します。
129	【参考2】庁内関係課意見 森林保全課	122	保安林と地域森林計画対象民有林の最新の位置は、静岡県西部農林事務所(森林整備課)に立地調査依頼書を提出し、確認してください。 (国交省のデータだと最新の状況は反映しておらず、保安林の位置も必ずしも正確ではありません)	準備書で対応します。
130	【参考2】庁内関係課意見 農地計画課	123	当該事業実施区域内には農業地域及び農用地区域が多く含まれており、国営かんがい排水事業や県営農業農村整備事業の受益地、整備済み及び計画中の関係施設に大きく影響を与えることが想定されます。当該事業の計画策定に当たっては、関東農政局西関東土地改良調査管理事務所、静岡県西部農林事務所、市の農政担当部署への早期の情報提供と十分な調整をお願いします。	今後、事業を進める中で関係機関と調整します。

【廃棄物、日照障害、その他】

No	意見元	元 No	意見	都市計画決定権者の見解
131	【参考2】庁内 関係課意見 食と農振興課	124	調査区域は、みかん畑などの農業地域・農用地区域を多く含むため、農用地の土壌だけでなく農業に及ぼす影響について市及び市農業委員会と調整をお願いします。	事業による環境の影響については、国土交通省令及び道路環境影響評価の技術手法等を踏まえて、環境影響評価の項目を選定した上で、適切に調査及び予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。なお、農業に及ぼす影響については国土交通省令及び道路環境影響評価の技術手法、並びに静岡県環境影響評価指針において一般的な道路事業の対象項目となっていないことから、環境影響評価の項目として選定しておりません。
132	【参考2】庁内 関係課意見 食と農振興課	125	<No124見解について> 検討対象としていないとのことですが、調査区域は県内のみかんを代表する産地であり、対象事業が生産環境に及ぼす影響への懸念は大きいと考えるため、農用地の土壌だけでなく農業に及ぼす影響について市及び市農業委員会と調整をお願いします。	農業に及ぼす影響については国土交通省令及び道路環境影響評価の技術手法、並びに静岡県環境影響評価指針において一般的な道路事業の対象項目となっていないことから、環境影響評価の項目として選定しておりません。なお、今後事業を進める中で、関係機関と調整を実施します。
133	【参考2】庁内 関係課意見 農地調整課	126	当該事業実施区域内には農業地域及び農用地区域が多く含まれることから、市農政担当部局及び市農業委員会と周辺農業への影響の有無について調整を図ってください。	事業による環境の影響については、国土交通省令及び道路環境影響評価の技術手法等を踏まえて、環境影響評価の項目を選定した上で、適切に調査及び予測・評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討します。なお、農業に及ぼす影響については国土交通省令及び道路環境影響評価の技術手法、並びに静岡県環境影響評価指針において一般的な道路事業の対象項目となっていないことから、環境影響評価の項目として選定しておりません。
134	【参考2】庁内 関係課意見 道路企画課	128	環境影響評価の予測手法について、調査地点に対し、予測地点が設定されているものと、されていないものがあります。環境要素の区分によっては、予測地点の設定がなくても問題ないということでしょうか。	環境要素によって性質が異なり、地点ごとに予測する項目(大気質、騒音・振動等)と影響が想定される地域全体で予測する項目(動物、植物等)があります。したがって、後者は予測地点の設定はしていません。
135	【資料3】湖西 市長意見 湖西市	146	事業実施区域内及びその周辺には、住宅地や田畑等の耕作地があり、加えて近年の再生エネルギー等の導入拡大を受けて、多くの太陽光発電設備が設置されつつある。事業実施区域内及びその周辺の日照障害の影響について、最新の土地利用状況及び地形の状況を的確に把握し、調査・予測・評価を行うこと。	日照障害の影響について、最新の土地利用状況及び地形の状況を適切に把握し、調査・予測及び評価を行います。
136	【資料2】浜松 市長意見 浜松市	159	事業の実施に伴う建設発生土を抑制するとともに、発生量を予測した上で、処理に係る工事中の環境影響を適切に予測及び評価すること。	事業の実施に伴う建設発生土を抑制するとともに、発生量を予測した上で、処理に係る工事中の環境影響を適切に予測及び評価を行います。